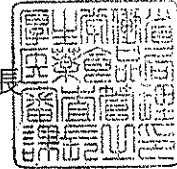


薬食審査発第 1027001 号
平成 18 年 10 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する
政令の施行に伴う医薬品等の製造販売承認申請の取扱いについて

標記計量単位については、計量法（平成 4 年法律第 51 号）附則第 3 条第 3 項及び計量法附則第 4 条の計量単位等を定める政令（平成 11 年政令第 273 号）に基づき、計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの単位については、平成 18 年 9 月 30 日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量法附則第 4 条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令（平成 18 年政令 305 号）（別紙参照）により、生体内の圧力については、法定計量単位として使用できる猶予期間が平成 25 年 9 月 30 日まで延長されることになった。については、同政令に基づく製造販売承認申請の取扱いを下記のとおりとするので、貴職におかれては、十分御了知のうえ、関係業者に対して周知方お願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、財団法人医療機器センター会長、社団法人日本薬剤師会会長、日本医療機器産業連合会会長、日本製薬団体連合会会長、在日米国商工会議所医療機器・IVD 小委員会委員長、米国研究製薬工業協会在日技術委員会委員長、欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会委員長、欧州製薬団体連合会在日執行委員会委員長あて送付することとしている。

記

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売承認申請において、平成 25 年 9 月 30 日までは、生体内の圧力について水銀柱メートル及び水柱メートル並びにこれらに 10 の整数乗を乗じたものを表す計量単位である水銀柱ミリメートル、水銀柱センチメートル、水柱ミリメートル及び水柱センチメートルを用いて差し支えないものとする。



二 輸入してはならない貨物に係る次に掲げる手続であつて、関税法第六十九条の十二第一項に規定する特許権等が行うもの

- イ 関税法第六十九条の十二第二項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領
ロ 関税法第六十九条の十七第一項の規定による意見を聴くこと
ハ 関税法施行令第六十二条の十六第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述
ニ 関税法施行令第六十二条の十六第二項の規定による意見の陳述
ホ 関税法施行令第六十二条の二十八第三項の規定による意見の陳述

附則

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は就学前の子どもに

第一条 保険業法施行令(平成十七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第六十二条の十六第二項」を「第六十二条の二十一第一項」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一
経済産業大臣 二階 俊博

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百五号

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、計量法(平成四年法律第五十一号)附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令(平成十一年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「平成十八年九月三十日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 二階 俊博
内閣総理大臣 小泉純一郎

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百六号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第百三十三号)附則第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日は、平成十八年十一月二十九日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣臨時代理 杉浦 正徳
内閣総理大臣 小泉純一郎

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百七号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

附則

この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎
文部科学大臣 小坂 憲次
厚生労働大臣 川崎 二郎

省令

○財務省令第五十八号

関税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)及び関税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十八年政令第三百四号)の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十一日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号の二中「第六十九条の十第一項」を「第六十九条の十三第一項」に、第九号の三中「第六十九条の十第四項」を「第六十九条の十三第四項」に、第九号の四中「第六十九条の十二第五項」を「第六十九条の十五第五項」に、第二十三号の二中「第六十二条の十一第一項」を「第六十二条の十六第一項」に、第二十三号の三中「第六十二条の十六第四項」を「第六十二条の二十一第四項」に、第二十三号の四中「第六十二条の十七第七項」を「第六十二条の二十二第二項」に、第二十三号の五中「第六十二条の十八第一項」を「第六十二条の二十三第一項」に、第二十三号の六中「第六十二条の十八第二項」を「第六十二条の二十三第二項」に改める。

附則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

告示

○総務省告示第四百九十七号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十八年九月二十一日

総務大臣 竹中 平蔵

指定統計の名称 作物統計

調査票の使用目的 独立行政法人農業環境技術研究所が、水田生態系応答モデルの開発及び検証のための基礎資料として栽培管理履歴、気象及び土壌環境を把握するため、作物統計調査の別表第一に掲げる調査票(いずれも磁気テープに転写分)から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課普通作物統計班米統計第一係の職員及び独立行政法人農業環境技術研究所の別表第二に掲げる者